

固定資産税課税誤り

問

還付年数を最長13年とした根拠は。

答 (税務課)

地方税法では還付年数は5年と規定されているが、市に瑕疵(かし)がある場合、過誤納金還付要綱を根拠に地方税法で規定する還付年数5年を含め、民法上での最長20年を限度として還付している。今回の場合は、地方税法で規定する5年と、それを超える8年の13年について還付した。

水道事業会計
未処分利益剰余金

問

処分方法について

答 (水道課)

従前においては、未処

分利益剰余金の20%を下回らない金額を減債積立金、または利益積立金として積み立てる必要があった。

しかし、平成23年の地方公営企業法の一部改正で、積立義務が廃止となり、利益剰余金の処分は、自治体の裁量となり処分する場合は市議会の議決が必要となった。

前年度に続く今回の処分も、将来にわたり安定した企業債の償還財源を確保するために、剰余金を減債積立金に積み立てようとするものである。

不動産売却収入

問

転売の制約及び市所有の遊休地の処分状況は。

答 (財務課)

この土地は購入者のすぐ隣の土地で、以前から家族の住宅用地として購入を希望しており、契約

書にも特定目的への転売の制約を設けている。

また、市所有の遊休地の処分状況は、おおひら保育所の跡地、旧斎場跡地やふたば保育所の跡地など、比較的面積の広い土地は、昨春秋に売却公告を行ったが売れなかった。

このため再度、鑑定評価による価格を見直した上で、本年8月1日から9月13日までの間、土地14筆の売却公告を行ったところ、3筆について申し込みがあり、今後、入札等の手続を行う。

民生文教委員会

とりのき保育所
増改築主体工事

問

①ほふく室(※)の増築工事により、何人が入所可能になるのか。
②入所者が増えた際、保

育士の人数は足りるのか。
③現在は築何年で、建て替えの検討は。

答 (子育て支援課)

①ゼロ歳児を対象として、最大15人が入所可能となる。

②設置基準では、ゼロ歳児3人に対し、保育士1人が必要で、来年度の完成に合わせて随時、確保していく。

③補助事業で昭和52年に建築し、耐用年数は50年であり、現在36年が経過している。また、建て替えるには、概算で約3億円のコストがかかる上、耐

用年数も残っていることから、建て替えは考えていない。

(※)ほふく室とは?

ゼロ歳児が使用する部屋

内山衛生事務組合の解散

問

①組合の解散に伴い、中山地区のごみ焼却分が増えるが、伊予地区清掃センターの焼却能力は。

②松前町との組合負担金の割合は。

③三秋地区への了承は。

答 (市民生活課)

①清掃センターは、1日当たり約80トン焼却できる能力があり、現在1日当たり約60トンの焼却を行っている。

中山地区のごみ量は、1日当たり約1・8トンであることから、この分が増えても十分処理できる。
②この施設の負担金の経常経費割は、均等割が20%で、残り80%は使用



とりのき保育所 (下吾川)